

2 法的根拠

【都道府県等食品衛生監視指導計画】

食品衛生法第24条第1項

都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長（以下「都道府県知事等」という。）は、**指針に基づき**、毎年度、翌年度の当該都道府県等が行う監視指導の実施に関する計画（以下「都道府県等食品衛生監視指導計画」という。）を定めなければならない。

食品衛生法第24条第2項

都道府県等食品衛生監視指導計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項
- 二 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項
- 三 当該都道府県等と隣接する都道府県等その他関係行政機関との連携の確保に関する事項
- 四 その他監視指導の実施のために必要な事項

食品衛生法第24条第3項

都道府県等食品衛生監視指導計画は、当該都道府県等の区域における食品等事業者の施設の設置の状況、食品衛生上の危害の発生の状況その他の地域の実情を勘案して定められなければならない。

食品衛生法第24条第4項

都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に報告しなければならない。

食品衛生法第24条第5項

都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画の実施の状況について、厚生労働省令で定めるところにより、公表しなければならない。

（参考）

【監視指導指針】

食品衛生法第22条第1項

厚生労働大臣は、国及び都道府県等が行う食品衛生に関する監視又指導（以下「監視指導」という。）の実施に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

食品衛生法第22条第2項

指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 監視指導の実施に関する基本的な方向
- 二 重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項
- 三 監視指導の実施体制に関する事項
- 四 その他監視指導の実施に関する重要事項

食品衛生法第22条第3項

厚生労働大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針

〔平成15年8月29日
厚生労働省告示第301号〕

別紙参考資料

【国民の意見の聴取】

食品衛生法第64条第2項

都道府県知事等は、第24条第1項（都道府県等食品衛生監視指導計画）に規定する都道府県等食品衛生監視指導計画を定め、又は変更しようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く住民の意見を求めなければならない。

3 監視指導計画策定の概要

施行日：平成17年4月1日（金）

策定に対する意見の聴取

- ・平成17年2月8日（火）から2月28日（月）までパブリックコメントを実施
奈良県のホームページ上に掲載
県政情報センター、県政情報コーナー及び各保健所へ備えつけ

別添様式によりパブリックコメント実施

- ・平成17年2月23日（水）「奈良県食品安全・安心懇話会」で意見交換